大阪弁護士会に登録して弁護士をしている阿多博文です。

私は、日本側からの報告として、「倒産法の近時の検討課題（デジタル化を踏まえて）」について発表します。

報告では、全体を４つにわけ、第１に、デジタル化に至る経緯と法改正の状況について説明し、第２に、法制化の際に議論となった民事裁判手続のデジタル化の場面、第３に、破産手続等における令和５年改正の概要を紹介します。最後に、第４として改正後の実務上の問題を幾つか検討したいと考えています。なお、法整備段階では、ＩＴ化という用語が使用されていましたが、近時の説明ではデジタル化という用語が使用されることが多いので、本報告では、デジタル化と表記するようにしています。

第１　デジタル化に至る経緯と法改正の状況

民事裁判のデジタル化の背景ですが、情報通信技術の発展や社会経済情勢の変化を踏まえて、民事裁判手続についても、デジタルを利用することで一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとするとう観点からの改正となります。

なお、本報告では、民事裁判手続という用語は、民事訴訟手続とそれ以外の民事非訟手続の両方を含む用語として用いています。

　民事裁判手続のデジタル化に関する法改正の流れは、次のとおりです。

　まず、民事訴訟手続のデジタル化が先行し、２０１７年６月の閣議決定である「未来投資戦略２０１７」において、「デジタル時代の公共サービスの提供」の一つとして、民事訴訟手続のデジタル化が取り上げられました。

　その後、２０２２年５月に民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号。令和４年改正法）が成立し公布され、２０２６年３月までに全面施行の予定です。なお、既に一部は先行して施行されています。

　次に、民事非訟手続のデジタル化は、２０２１年１２月の閣議決定である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、裁判関連手続のデジタル化として取り上げられ、２０２３年６月に「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和５年法律第５３号。令和５年改正法）が成立し公布され、２０２８年６月までの政令で定める日に全面施行の予定です。ただし、ウェブ会議等を利用した期日への参加等一部の規定は、民事訴訟法等のデジタル化の全面施行日等に先行して施行される予定です。

　この令和５年改正法は、人事訴訟及び家庭裁判所を管轄裁判所とする執行関係訴訟のほか、民事訴訟以外の民事裁判手続全般をその対象としており、破産手続等もその一つとなります。

第２　民事裁判手続のデジタル化の場面

民事裁判手続のデジタル化の場面は、大きく二つに分かれます。申立て等のオンライン化・裁判記録のペーパーレス化と、期日等へのウェブ会議方式での参加です。

　申立て等のオンライン化・裁判記録のペーパーレス化から説明します。裁判手続のどの範囲で、オンライン化・ペーパーレス化を実施するのかについて、一部に限定すると、電子データと紙の記録が混在することになります。民事訴訟手続ではあまり議論されることなく全面的なオンライン化、ペーパーレス化が実現しました。他方、破産手続等では議論がありましたが、最終的には、全面的にオンライン化、ペーパーレス化が実現しました。

次に、義務化とは、オンラインでの申立て等の義務を負う者の範囲に関する議論です。書面管理等のコストの低減や、手続の迅速化・効率化等による社会全体のコストの削減を図る観点からは、インターネットを利用してオンラインで申立て等をすることが望ましいといえます。しかし、現状を踏まえるならば、手続利用者に一律にオンラインでの申立て等を義務づけると、国民の破産手続等の利用の機会を事実上奪うことになりかねません。

そこで、令和５年改正法は、申立て等の利用者の全てにオンラインの利用を義務づけるのではなく、弁護士のほか、破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理、保全管理人代理をいう。）として選任を受けた者に限定して、オンラインによる、裁判所のシステムを利用した申立て等を義務付けることにしました（改正破産法１３条、改正民訴１３２条の１１）。

なお、申立て等にシステムの利用を義務づけられた者は、裁判所からの電子データの送達を受領する場面でも、システムの利用が義務となります。

中間試案段階では、破産債権者による債権届出について、システムを利用して申立て等をすることが困難であると認められる者を除くすべての者に対し、システムを利用することを義務付ける考え方が示されましたが、現時点では義務化は難しいとの意見が大勢であったこと等から、要綱案では採用されませんでした。

２　ウェブ会議方式の利用

　民事裁判手続の期日等に、どの範囲でウェブ会議方式の利用を認めるのか、という議論です。ウェブ会議方式を導入するメリットとして、次の事項が挙げられています。

ア　当事者・代理人が裁判所に現実に出頭するための時間・費用等の負担の軽減。

イ　当事者・代理人が裁判所に出頭することが不要になるため日程調整が容易に。

ウ　裁判所に現実に出頭することが困難な当事者（高齢者、障がい者等）に、通信機器を介して手続に関与する機会を保障。

エ　裁判所に現実に出頭することに不安を抱く当事者（ＤＶ被害者や性犯罪被害者等－現実の法廷等で加害者と直接顔を合わせることや、裁判所への往復の際に危害を加えられることを危惧）に、通信機器を介して手続に関与する機会を保障

という点です。

ウェブ会議方式の利用は、当事者の選択肢の一つであり、当事者は、裁判所に出頭する権利は保証されています（裁判所は当事者の出頭を拒めません。）。他方、相手方の対席を求める権利までは認められていません。

令和４年、５年改正法のウェブ会議方式の利用は、ホストである裁判所は、基本的には現実の法廷等で手続に関与することが必要とされています。利用が認められるのは、ゲストである当事者・代理人、更には破産管財人等ということになります。

なお、改正法は、ウェブ会議方式での関与をリアルな出頭と同価値であるとは評価していません。原則はリアルな出頭であり、裁判所は、当事者にウェブ会議方式の利用を認めるには、相当性を要求している（場面によっては、当事者への意見聴取も要求される。）。

第３　破産手続等（破産法２条１項に規定する破産手続及び破産法１２章に規定する免責・復権に係る手続）のデジタル化

　ここからは、倒産手続等のデジタル化について紹介していきます。

１　オンライン申立て等及びシステム送達

裁判所に対して行う申立て等は、全ての裁判所において、オンラインにより裁判所のシステムを利用してすることができます（改正破産法１３条で改正民訴法１３２条の１０を準用）。したがって、破産手続開始の申立てや債権届出、破産管財人による裁判所への報告などがオンライン化されることになります。

申立ての方法は最高裁判所規則で定められますが、フォーマット入力方式の導入が検討されており、申立て等の利便性の向上が期待されます。

電子データの送達は、原則として、出力書面を「書類の送達」の方法により送達することになりますが、送達を受けるべき者がシステム送達を受ける旨の届出等をしている場合には、システム送達の方法で受領することができます（破産法１３条による、改正民訴法１０９条から１０９条の４までの準用）。

　システム送達とは、裁判所書記官において、①送達を受けるべき者がオンラインで裁判所のシステムにアクセスして送達されるべき電子データの閲覧やダウンロードをできる措置をとるとともに、②送達を受けるべき者にこの措置がとられた旨の通知をする規律のことをいいます（改正民訴法１０９条ないし１０９条の４）。

なお、破産手続等では、送達のほか、送付、相当と認める方法による告知または通知といったものがあります。令和５年改正法では、これらについてもシステム送達の方法によることが認められます。

破産手続等では、委任を受けた代理人等にオンライン申立て等及びシステム送達の利用を義務づけています（改正破産法１３条による民訴法１３２条の１１の準用。）。また、破産管財人等にも同様に義務づけています（改正破産法１３条による準用）。

この破産管財人等の義務化の説明方法には、２つの方向があります。

一つ目は、破産管財人は、届出債権につき認否をしたり、任務終了に際しては報告をしたりするなど裁判所に申立て等をすることが少なくないが、これら申立て等をオンラインで行うことにすれば、破産債権者表などの事件記録がペーパーレス化されることとあいまって迅速化・効率化が図られるという、破産管財人・裁判所間のデータ利活用のメリットからの理由付け、もう一つは、破産管財人は、破産手続において裁判所が選任する機関であり、職務として関与するものであって、破産手続の迅速化・効率化に率先して取り組むべき者といえるという、破産管財に地位からの理由付けです。

なお、破産管財人もオンライン申立て等が義務づけられることから、破産管財人は、不動産等の任意売却等の許可の申立てや、債権の認否書、財産目録及び配当表の提出などもオンラインですることになります。

２　提出された書面等及び記録媒体のデジタル化

オンラインで提出された電子データは、原則として、そのまま事件記録となります。

これに対し、破産手続等において裁判所に提出された書面に記載され又は記録媒体に記録されている事項をデジタル化して事件記録にするためには、誰かがデジタル化する必要がありますが、改正法は、裁判所書記官の事務としました。ただし、デジタル化することにつき困難な事情があるときは、デジタル化する必要はありません。

また、裁判所等の作成する文書、たとえば、裁判官が作成する裁判書、裁判所書記官が作成する調書や破産債権者表等についてもデジタル化されています。

３　デジタル化された事件記録の閲覧等

改正法では、閲覧等の請求主体に係る破産法１１条を基本的に維持し、次の規律が設けられています。

まず、利害関係人は、デジタル化された事件記録について、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付等の請求をすることができます（改正破産法１１条の２、１１条の３）。

　次に、改正破産法１１条４項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をできません。ただし、破産手続開始の申立人である場合は、除外されています（改正破産法１１条の４）。

また、デジタル化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、最高裁判所規則に定められますが、①利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができること、②申立人、破産者（債務者）、破産管財人等及び「債権者として閲覧等が認められた者」は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をできることが予定されています。

４　期日におけるウェブ会議方式または電話会議方式の利用

　令和５年改正法では、当事者等がウェブ会議方式や電話会議方式を利用して破産手続等に参加する仕組みを導入しています。ただし、その要件や、ウェブ会議方式のみかウェブ会議方式または電話会議方式のいずれも利用が可能かなどについては、対象となる場面ごとにその特性を踏まえて差異を設けています。

口頭弁論の期日ですが、任意的口頭弁論（破産法８条）において、裁判所が相当と認めるときは、当事者は、ウェブ会議方式により関与することができます（改正破産法１３条による改正民訴法８７条の２第１項及び３項の準用）。

　また、審尋の期日では、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者は、ウェブ会議又は電話会議により関与することができますし（改正破産法１３条による改正民訴法８７条の２第２項及び３項の準用）、参考人等の審尋について、裁判所は、相当と認めるときは、ウェブ会議方式によって参考人又は当事者を審尋することができます。更に、当事者双方に異議がないときは、電話会議方式によって参考人又は当事者を審尋することができます（改正破産法１３条による改正民訴法１８７条３項及び４項の準用）。

裁判所は、相当と認めるときは、ウェブ会議方式によって、債権調査期日における手続を行うことができます（改正破産法１２１条の２）。改正民訴法８７条の２第１項では当事者の意見を聴くこととなっていますが、債権調査期日では、意見聴取について特段の規律を設けていません。

債権者集会の期日においても、裁判所は、相当と認めるときは、ウェブ会議方式によって債権者集会の期日における手続を行うことができます（改正破産法１３６条の２）。ここでも、意見聴取について特段の規律を設けられていません。

第４　対処すべき課題－今後の実務運用

１　申立て等の義務化が一部に限定されたこと－届出債権者によるオンライン利用の推進

　令和４年改正に際しては、システム利用のインセンティブとして、提訴費用の低額化が定められました。しかし、破産手続等では、届出債権者にとっては、申立費用の低廉化はメリットになりません。

民事訴訟手続では、その他のオンライン化のメリットとして、法人等に対する事前の包括的な届出を可能とする方法、受送達とセットでのシステムの利用、バックオフィス連携等が挙げられます。

破産申立ての際の債権者一覧表に債権者の法人等番号が記載され、かつ、包括的なシステム送達の届出をしている法人債権者に対しては、破産開始決定や債権認否の速やかなシステム送達も可能となります。また、システムを利用することで、事件記録の閲覧・複写での利便性が向上すること、更には、法人等番号を提供することで、登記事項証明書の添付の必要がなくなること等は、届出債権者のメリットとして挙げることができます。

更に、現状の実務では入手困難な情報や資料、例えば、債権者集会で配付される資料（財産目録、収支計算書等）、廃止決定の提供（破産法２１７条４項）等のオンラインでの提供を挙げることができます。

次に、デジタルデバイドへの対応－サポーター制度の利用の可能性について触れておきます。想定されているサポーター制度では、申立て等をする本人がＩＤ・ＰＷを入力することができないときに、サポーターが自らのＩＤ・ＰＷを入力して申立て等のデータを記録し、かつ、本人がサポーターに入力を依頼したことを情報として記録することが必要とされています。

しかし、破産手続では、債権者による届出等は回数も限定されているので、デジタルデバイドな債権者がそこまでの手間・コストを掛けてまで、電子申立てをするインセンティブが働くかは疑問と言わざるを得ません。

２　債権調査期日におけるウェブ会議方式の実施方法

債権調査期日とは、破産債権者などの関係人が裁判所の面前に会合して、債権の存否等に関して口頭の陳述などの行為をなす時間を意味するとされています。

債権調査期日は、裁判長が指揮をするものの、裁判所の面前で行えば足り、法廷でなされる必要はなく、多数の債権者がある場合には裁判所庁舎外の会議場や公会堂などでなされることもあります。

では、ウェブ会議方式で債権調査期日を実施する場合には、どのような点に留意すべきでしょうか。

非公開手続ですので、事前にホストである裁判所が、破産管財人、破産者、破産債権者に招待状を提供しておくことが必要だと考えます。その際、破産管財人、破産者への招待状提供は容易ですが、破産債権者への招待状は、どのようにして通知するのかを検討する必要があります。破産開始決定時に開始決定と同時に指定するのか。または、非公開手続である以上、公告では非公開性は担保されるのかという疑問があります。

次に、裁判官が机上で手続を開催する完全バーチャルな債権調査期日は可能かという問題もあります。

３　債権者集会でのウェブ会議の実施方法

債権者集会は、債権者に対する情報開示の場であると同時に、債権者の意向を破産手続に反映させるための場としての意味を有しています。債権者集会は、裁判所の指揮の下に開かれ（破産法１３７条）、通常は裁判所内で開かれますが、大規模事件では裁判所外の公会堂等で開かれることもあります。

ところで、破産法が予定する債権者集会は、①財産状況報告集会（破産法３１条１項２号）、②異時廃止決定に際しての意見聴取集会（同２１７条１項）、①計算報告のための集会（同８８条・８９条）、④所定の者の申立てにより招集される集会（同１３５条）であり、債権者集会の期日は、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならないとされています（破産法１３６条１項）。

この債権者集会を検討するため、会社法のバーチャル株主総会と比較してみます。

２００５年制定の会社法は、「株主総会の日時及び場所」を決定し、招集通知に記載することが必要とされていましたが（２９８条１項１号、２９９条４項）、２０２１年６月施行の産業競争力強化法改正に伴い、会社法の特則として「場所の定めのない株主総会」に関する制度が創設されました。そのため、上場会社は、定款に定めを設けること等でバーチャルオンリー総会の開催が可能になっています。

ところで、株主総会実施形式には、次の３種類があります。

まず、リアル株主総会で、取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会。次に、バーチャルオンリー型株主総会で、リアル株主総会を開催することなく、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」するものです。

更に、ハイブリッド型バーチャル株主総会と呼ばれる、リアルとバーチャルの双方が混在する株主総会があります。このハイブリッド型にも、参加型と呼ばれる、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴するタイプと、出席型と呼ばれる、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」し、議決権を行使して株主総会における決議に関与するタイプがあります。

　では、破産手続における債権者集会にウェブ会議方式で参加する破産債権者の権利行使をどこまで認めるのかを検討する必要があります。会社法のバーチャル総会の出席型では、情報伝達の双方向性と即時性の確保が必要とされていますが、物理的に可能かという疑問があります。更に、議決権行使の方法が、現在の破産法１３９条、破産規則４６条で対応可能かを検討する必要があります。他方、参加型では、議決権の事前行使が前提となりますが、破産法１３９条の事前行使をした債権者が債権者集会に参加することが可能かを検討する必要があります。

　上記のとおり、幾つかの運用上の問題点を指摘させていただきました。ご清聴ありがとうございます。

以　上